

長期優良住宅関連の法改正に係る申請スケジュールについて

令和4年2月20日施行の長期優良住宅関連の法改正に伴い、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査が廃止となり、新たに長期使用構造等確認申請が新設されます。
この改正に伴う申請スケジュールを下記の通りです。現行書式でご申請をされる場合は十分な余裕をもってご申請を頂くようよろしくお願いいたします。

申請スケジュール等のご質問・相談は下記の事前相談フォームにて承ります。

[事前相談フォーム - J建築検査センター \(JAIC\) \(jaic-co.com\)](http://jaic-co.com)

- ・現行書式での申請期限：令和4年1月31日（月）営業時間内の到着分まで
オンライン申請（JAICポータル）、書面提出による申請
- ・現行書式で、所管行政庁へ認定申請する場合の申請期限は2月18日までとなります。
（行政庁により対応が異なる場合があるため、必要に応じてご確認をお願いいたします。）
- ・申請書等の準備ができ次第、長期使用構造等確認申請の事前申請の受付を開始いたします。
確認書の交付は2月21日（月）以降となります。
- ・長期使用構造等確認申請の申請書類は2月上旬に弊社ホームページで公開予定です。

	1月	2月		
	31日	10日	20日	28日
現行書式での申請受付 1/31（月）まで				
新書式での事前申請 2/1（火）予定				
新書式での受付・交付 2/21（月）より				

2/1（火） 2/21（月）